

人にやさしい街づくりの推進に関する条例（抜粋）

（適合証の交付）

第十八条 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、適合証の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があった場合において、当該措置が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした事業者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

... ..

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（抜粋）

（適合証の交付の請求等）

第十一条 条例第十八条第一項の規定による適合証の交付の請求をしようとする者は、適合証交付請求書（様式第五）に、適合状況項目表（様式第二）を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項に規定する適合証の様式は、様式第六のとおりとする。

... ..